

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令新旧対照表

改 正 後

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 省 略

254 省 略

5 施行日前に旧所得税法施行令第三百三十六条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受けるものは、施行日から六年を経過した日(以下この条において「経過日」という。)以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受ける日(同日において所得税法施行令第三百三十六条第一項に規定する個人番号(以下この条において「個人番号」という。))及び同項に規定する法人番号(以下この条において「法人番号」という。))を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により同日以後に個人番号又は法人番号が初めて通知された日(以下この条において「番号通知日」という。))から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。)までに、当該各号に規定する金融機関の営業所等の長又は支払事務取扱者(次項から第八項までにおいて「支払事務取扱者等」という。))に、その者の同法第二条第七項に規定する個人番号カ-

改 正 前

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 同 上

254 同 上

5 施行日前に旧所得税法施行令第三百三十六条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受けるものは、施行日から三年を経過した日(以下この条において「三年経過日」という。)以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受ける日(同日において新所得税法施行令第三百三十六条第一項に規定する個人番号(以下この条において「個人番号」という。))又は同項に規定する法人番号(以下この条において「法人番号」という。))を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により同日以後に個人番号又は法人番号が初めて通知された日(以下この条において「番号通知日」という。))から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。)までに、当該各号に規定する金融機関の営業所等の長又は支払事務取扱者(次項から第八項までにおいて「支払事務取扱者等」という。))に、その者の同法第二条第七項に規定する個人番

ドその他の財務省令で定める書類（以下この条において「確認書類」という。）を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該利子等又は配当等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該利子等又は配当等については、第三項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百三十六条第一項の規定を適用する。

6 省 略

7 支払事務取扱者等は、告知に係る所得税法施行令第三百三十八条第三項の公社債につき国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定による登録の取次ぎをしている場合又は告知に係る同項の公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをしている場合には、その告知後、当該登録の取扱いをした者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をした者若しくは当該保管の委託を受けた者に対し、前項の確認をした個人番号又は法人番号及び当該確認をした旨を、通知しなければならない。

8 支払事務取扱者等（前項に規定する登録の取扱いをした者並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をした者及び保管の委託を受けた者を含む。）は、第六項の確認をした場合又は前項の規定による通知を受けた場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認又は通知に係る所得税法施行令第三百三十八条第四項の預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿（これらに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨又は当該通知を受けた事実を明らかにし、かつ、これらの帳簿又は当該通知の内容を記載した書類を保存しなければならない。

9 12 省 略

13 施行日前に旧所得税法施行令第三百四十二条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人番号

号カードその他の財務省令で定める書類（以下この条において「確認書類」という。）を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該利子等又は配当等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該利子等又は配当等については、第三項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百三十六条第一項の規定を適用する。

6 同 上

7 支払事務取扱者等は、告知に係る新所得税法施行令第三百三十八条第三項の公社債につき国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定による登録の取次ぎをしている場合又は告知に係る同項の公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをしている場合には、その告知後、当該登録の取扱いをした者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をした者若しくは当該保管の委託を受けた者に対し、前項の確認をした個人番号又は法人番号及び当該確認をした旨を、通知しなければならない。

8 支払事務取扱者等（前項に規定する登録の取扱いをした者並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をした者及び保管の委託を受けた者を含む。）は、第六項の確認をした場合又は前項の規定による通知を受けた場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認又は通知に係る新所得税法施行令第三百三十八条第四項の預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿（これらに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨又は当該通知を受けた事実を明らかにし、かつ、これらの帳簿又は当該通知の内容を記載した書類を保存しなければならない。

9 12 同 上

13 施行日前に旧所得税法施行令第三百四十二条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、三年経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人

及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌末日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該各号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長又は金融商品取引業者の営業所の長（次項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価については、第十一項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百四十二条第一項の規定を適用する。

14 省 略

17 施行日前に旧所得税法施行令第三百四十八条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該各号に規定する金融商品取引業者若しくは登録金融機関の営業所の長又は受託者の営業所の長（次項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該信託受益権の譲渡の対価については、第十五項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百四十八条第一項の規定を適用する。

18 省 略

21 施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の三第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済（以下この項において「差金等決済」という。）をするものは、経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める先物取引の差金等決済をする日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌末日。以下この項において「決済日」という。）までに、当該各号に規定する営業所

番号又は法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌末日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該各号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長又は金融商品取引業者の営業所の長（次項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該株式等の譲渡の対価については、第十一項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百四十二条第一項の規定を適用する。

14 同 上

17 施行日前に旧所得税法施行令第三百四十八条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、三年経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける日（同日において個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該各号に規定する金融商品取引業者若しくは登録金融機関の営業所の長又は受託者の営業所の長（次項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該信託受益権の譲渡の対価については、第十五項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百四十八条第一項の規定を適用する。

18 同 上

21 施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の三第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済（以下この項において「差金等決済」という。）をするものは、三年経過日以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める先物取引の差金等決済をする日（同日において個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌末日。以下この項において「決済日」という。）までに、当該各号に規定する営業所

等の長、商品取引所の長、営業所の長、金融商品取引所の長又は金融商品取引業者の営業所の長（次項において「営業所等の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者が決済日までに当該告知をしないときは、当該先物取引の差金等決済で当該決済日以後に行うものについては、第十九項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百五十条の三第一項の規定を適用する。

22 省 略

25 施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の八第二項の告知をした者で施行日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるものは、経過日以後最初に同項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受ける日（同日において個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「支払日」という。）までに、同条第二項に規定する営業所等の長（次項において「営業所等の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該金地金等の譲渡の対価については、第二十三項の規定にかかわらず、所得税法施行令第三百五十条の八第一項の規定を適用する。

26 省 略

27 第五項に規定する支払事務取扱者等、第十三項若しくは第十七項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長又は第二十一項若しくは第二十五項に規定する営業所等の長（以下この項において「支払事務取扱者等」という。）が、第五項に規定する利子等若しくは配当等の支払を受ける者、第十三項に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受ける者、第二十一項に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者、第二十五項に規定する先物取引の差金等決済をする者又は第二十五項に規定する金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者でこれらの規定による個人番号の告知をしていない者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法第七十四条の十三の四第二項の規定による同項

業所等の長、商品取引所の長、営業所の長、金融商品取引所の長又は金融商品取引業者の営業所の長（次項において「営業所等の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者が決済日までに当該告知をしないときは、当該先物取引の差金等決済で当該決済日以後に行うものについては、第十九項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百五十条の三第一項の規定を適用する。

22 同 上

25 施行日前に旧所得税法施行令第三百五十条の八第二項の告知をした者で施行日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるものは、三年経過日以後最初に同項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受ける日（同日において個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日。以下この項において「支払日」という。）までに、同条第二項に規定する営業所等の長（次項において「営業所等の長」という。）に、その者の確認書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該金地金等の譲渡の対価については、第二十三項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百五十条の八第一項の規定を適用する。

26 同 上

に規定する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該支払事務取扱者等に第五項、第十三項、第十七項、第二十一項又は第二十五項の規定による個人番号の告知があつたものとみなし、当該支払事務取扱者等は第六項、第十四項、第十八項、第二十二項又は前項の規定による確認をしたものとみなす。

(所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十一条 省 略

2・3 省 略

4 平成二十八年一月一日前に番号利用法整備令第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所得税法施行令(以下「平成二十六年旧令」という。)第三百三十六条第二項各号(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)の告知をした者で同日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受けるもの(番号利用法整備令第十六条第五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備令第十六条第五項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利子等又は配当等の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所(所得税法施行令第三百三十六条第一項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)に規定する住所をいう。以下同じ。)の変更をした場合における所得税法施行令第三百三十六条第三項及び第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定の適用については、同令第三百三十六条第三項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百三十七條第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人(所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)附則第二十一条第四項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する番号未告知者を除く。)が、前条第三項第一号」とする。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

附 則

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十一条 同 上

2・3 同 上

4 平成二十八年一月一日前に番号利用法整備令第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所得税法施行令(以下「平成二十六年旧令」という。)第三百三十六条第二項各号(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)の告知をした者で同日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受けるもの(番号利用法整備令第十六条第五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備令第十六条第五項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利子等又は配当等の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所(新令第三百三十六条第一項に規定する住所をいう。以下同じ。)の変更をした場合における新令第三百三十六条第三項及び第三百三十七條第三項の規定の適用については、新令第三百三十六条第三項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百三十七條第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人(所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)附則第二十一条第四項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する番号未告知者を除く。)が、前条第三項第一号」とする。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十三条 省 略

2・3 省 略

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十二条第二項各号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める株式等の譲渡の同条第一項に規定する対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第十三項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第十三項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等の譲渡の所得税法施行令第三百四十二条第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する対価の番号利用法整備令第十六条第十三項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行令第三百四十二条第三項及び第三百四十三条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定の適用については、同令第三百四十二条第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百四十三条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）附則第二十三条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第二十四条 省 略

2・3 省 略

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十八条第二項各号（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第十七項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応

第二十三条 同 上

2・3 同 上

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十二条第二項各号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める株式等の譲渡の同条第一項に規定する対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第十三項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第十三項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等の譲渡の新令第三百四十二条第一項に規定する対価の番号利用法整備令第十六条第十三項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における新令第三百四十二条第三項及び第三百四十三条第三項の規定の適用については、新令第三百四十二条第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百四十三条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）附則第二十三条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第二十四条 同 上

2・3 同 上

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十八条第二項各号（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第十七項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分

じ当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行令第三百四十八条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）及び第三百四十九条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定の適用については、同令第三百四十八条第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百四十九条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十四条第四項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置）

第二十五条 省 略

2・3 省 略

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の三第二項各号（先物取引の差金等決済をする者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済をするもの（番号利用法整備令第十六条第二十一項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十一項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める先物取引の同項に規定する決済日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行令第三百五十条の三第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）及び第三百五十条の四第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定の適用については、同令第三百五十条の三第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百五十条の四第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十五条第四項

に）当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における新令第三百四十八条第三項及び第三百四十九条第三項の規定の適用については、新令第三百四十八条第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百四十九条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十四条第四項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置）

第二十五条 同 上

2・3 同 上

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の三第二項各号（先物取引の差金等決済をする者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済をするもの（番号利用法整備令第十六条第二十一項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十一項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める先物取引の同項に規定する決済日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における新令第三百五十条の三第三項及び第三百五十条の四第三項の規定の適用については、新令第三百五十条の三第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百五十条の四第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十五条第四項（先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

(先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置)に規定する番号未告知者を除く。)が、前条第三項第一号」とする。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十六条 省 略

2・3 省 略

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の八第二項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)の告知をした者で同日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるもの(番号利用法整備令第十六条第二十五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十五項に規定する経過日以後最初の同項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をする場合における所得税法施行令第三百五十条の八第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)及び第三百五十条の九第三項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定の適用については、同令第三百五十条の八第三項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百五十条の九第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人(所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)附則第二十六条第四項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する番号未告知者を除く。)」が、前条第三項第一号」とする。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十六条 同 上

2・3 同 上

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の八第二項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)の告知をした者で同日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるもの(番号利用法整備令第十六条第二十五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十五項に規定する三年経過日以後最初の同項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をする場合における新令第三百五十条の八第三項及び第三百五十条の九第三項の規定の適用については、新令第三百五十条の八第三項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百五十条の九第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人(所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)附則第二十六条第四項(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する番号未告知者を除く。)」が、前条第三項第一号」とする。

(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則

(特定口座異動届出書に関する経過措置)

第十条 省 略

2 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書の同条第三項第一号に規定する提出をして同号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(番号利用法整備法第八条第三項の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備法第八条第三項に規定する経過日以後最初に当該特定口座における租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において個人番号を有しない者にあつては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(次条第二項において「番号通知日」という。))の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定口座につき租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌末日)までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所(租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する住所をいう。次条第二項において同じ。)の変更をした場合における租税特別措置法施行令第二十五条の十の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「書類(その者の氏名又は住所の変更をした場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。)」とあるのは「書類」と、「当該本人確認等書類」とあるのは「当該書類」とする。

附則

(特定口座異動届出書に関する経過措置)

第十条 同 上

2 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書の同条第三項第一号に規定する提出をして同号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(番号利用法整備法第八条第三項の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備法第八条第三項に規定する三年経過日以後最初に当該特定口座における租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日(同日において個人番号を有しない者にあつては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(次条第二項において「番号通知日」という。))の属する年の翌年一月三十一日(当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定口座につき租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌末日)までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所(租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する住所をいう。次条第二項において同じ。)の変更をした場合における新令第二十五条の十の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「書類(その者の氏名又は住所の変更をした場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。)」とあるのは「書類」と、「当該本人確認等書類」とあるのは「当該書類」とする。

(非課税口座異動届出書等に関する経過措置)

第十一条 省 略

2 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出をして同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(番号利用法整備法第八条第五項の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備法第八条第五項に規定する経過日以後最初に当該非課税口座における租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への同法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日(同日において個人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日)までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における租税特別措置法施行令第二十五条の十三の二第一項の規定の適用については、同項中「書類(その者の氏名又は住所の変更をした場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。)」とあるのは「書類」と、「当該本人確認等書類」とあるのは「当該書類」とする。

(非課税口座異動届出書等に関する経過措置)

第十一条 同 上

2 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出をして同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(番号利用法整備法第八条第五項の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備法第八条第五項に規定する三年経過日以後最初に当該非課税口座における新法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日(同日において個人番号を有しない者にあつては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日)までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における新令第二十五条の十三の二第一項の規定の適用については、同項中「書類(その者の氏名又は住所の変更をした場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。)」とあるのは「書類」と、「当該本人確認等書類」とあるのは「当該書類」とする。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備
に関する政令第十六条に一項を加える改正規定は、平成三十二年四月一日か
ら施行する。